

千葉県告示第478号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第1項第2号の規定により告示します。

令和元年5月31日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
まめの木 幕張店 千葉県千葉市花見川区 幕張本郷6-15-2	株式会社 PowerBean 千葉県花見川区幕張 本郷6-26-4 代表取締役 石坂 淳	令和元年 5月31日	1250101233	児童発達支援